

# 転出

# 福井市から引越しされる方へ

月 日 受付

新住所地に住み始める予定日の14日前から前日までに

本館1階 市民課 5番窓口に出出届を提出してください。

■引越し後は、14日以内に転入先の市町村で転入の届出をしてください。

その際は転出証明書(またはマイナンバーカード/住民基本台帳カード)が必要です。

その他必要なものにつきましては、転入先の市町村にお問合せください。

■国外に転出後、将来日本に帰国する予定の方は、帰国時に次のものが必要になりますので、事前にご用意ください。…「パスポート(入国日のスタンプが押印されたもの)」「戸籍謄本」「戸籍附票」「マイナンバーカード(お持ちの方)」「印鑑(転入する自治体による)」

本人確認書類(有効期限内のもの)を忘れずにお持ちください!

【1点で本人確認できるもの】

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

【上記をお持ちでない場合】

次の中から2点をお持ちください。

- ・健康保険証または資格確認書
- ・年金手帳
- ・年金証書
- ・介護保険被保険者証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

- ・代理人の方が手続きする場合は、委任状が必要です。
- ・各用紙に記入する氏名が自署でない場合等、印鑑が必要になることがあります。
- ・世帯状況等によっては、その他の手続きが必要になる場合があります。

R7.4.1

	該当	下記に当てはまる方は世帯にいますか?	手続き	必要なもの	済	担当課
住所・戸籍	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証(カード)を持っている	◎印鑑登録証(カード)の返却 ・転出(予定)日以降は登録が抹消されますので、証明書の発行はできません。 ・必要場合は新住所地で登録申請をしてください。	・印鑑登録証	<input type="checkbox"/>	本館1階 市民課 5番窓口 TEL 20-5287
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持っている	【国内での転出の場合】 ◎転出の際には手続きは必要ありません。 暗証番号が分かる状態で新住所地にお持ちのうえ、お手続きをお願いします。 ・転出予定日から30日または新住所地に住み始めた日から14日を経過した場合、カードが失効します。転入届ができなくなる場合がありますので、新住所地にお問合せ下さい。 ・転出の届出日以降は、コンビニでの証明書発行はできません。 【国外への転出の場合】 ◎マイナンバーカードの継続利用/返納 ・転出予定日の前日までに手続きをしてください。	・福井市でマイナンバーカードを申請し、受け取り前に市外に転出された場合、マイナンバーカードの申請は無効となります。 必要場合は、転入先の市町村で再度申請を行ってください。 ・マイナンバーカード ・暗証番号	<input type="checkbox"/>	
保険・年金	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している(社会保険等に加入していない)	◎国民健康保険被保険者証または資格確認書の返却 ・学生や施設等に入所される方は、福井市の国民健康保険を継続する場合があります。 ◎国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証または資格確認書の返却・負担区分等証明書の発行(70歳から74歳までの方)…新住所地にお持ちください。	・転出される方全員分の国民健康保険被保険者証または資格確認書 ・国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証または資格確認書(70歳から74歳までの方)	<input type="checkbox"/>	本館2階 保険年金課 TEL 20-5678
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入している	◎後期高齢者医療被保険者証または資格確認書の返却 ◎負担区分等証明書の発行(県外に転出される方)…新住所地にお持ちください。 ・75歳以上(障害認定者は65歳以上)の方が対象です。	・後期高齢者医療被保険者証または資格確認書	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	国民年金を受給している	◎手続きは、転入先市町村でおたずね下さい。 ・厚生年金等被保険者証(第2号)・厚生年金等の被扶養配偶者(第3号)は、勤務先で手続きをしてください。		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	国外転出される方で、国民年金第1号被保険者の方	◎国民年金第1号被保険者の資格喪失の手続き ◎国外任意加入の手続き ・日本国籍の方であれば、申出により国民年金の国外任意加入制度を利用することができます。	・「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」 ・国外任意加入をご希望の際は、ケースに応じて必要なものが異なるため、事前にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	
介護	<input type="checkbox"/>	介護保険証を持っている	◎介護保険被保険者証の返却 ◎介護保険負担割合証の返却(要介護認定を受けている方) ・施設等に入所される方は、福井市の被保険者を継続する場合があります。被保険者証は、後日送付します。	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証	<input type="checkbox"/>	別館2階 介護保険課 TEL 20-5715

	該当	下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	済	担当課
児童手当など	<input type="checkbox"/>	高校3年生相当(満18歳の年度末)までの子どもを養育している	◎児童手当の受給事由消滅届の提出等の手続き ◎新住所地への連絡票の発行 ・新住所地では、転出予定日の翌日から、 <u>15日以内</u> に手続きをしてください。		<input type="checkbox"/>	別館2階 こども政策課 TEL 20-5412
	<input type="checkbox"/>	高校3年生相当(満18歳の年度末)までの子どもを養育している	◎子ども医療費助成の資格喪失届の提出	・子ども医療費受給者証	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	高校3年生相当(満18歳の年度末)までの子どもを養育するひとり親家庭等の保護者	◎児童扶養手当の住所変更等の手続き	・児童扶養手当証書 ・ケースに応じた必要書類があるため、お問合せください。	<input type="checkbox"/>	転出予定日 ( . . )
	<input type="checkbox"/>	20歳未満(満20歳到達月未まで)の子どもを養育するひとり親家庭等の保護者	◎ひとり親家庭等医療費等助成の資格喪失届の提出	・ひとり親家庭等医療費等受給者証	<input type="checkbox"/>	
小中学校	<input type="checkbox"/>	福井市立の小学校、中学校に通学している	◎学校教育課にご確認ください。 ・在籍している学校から、在学証明書と転学児童(生徒)教科用図書給与証明書をもたらしてください。		<input type="checkbox"/>	本館6階 学校教育課 TEL 20-5350
	<input type="checkbox"/>	在宅育児応援手当を受給している	◎こども政策課にご相談ください。		<input type="checkbox"/>	別館2階 こども政策課 TEL 20-5412
子育て	<input type="checkbox"/>	現在在園している保育園・認定こども園に、翌月以降も在園したい	◎こども保育課にご相談ください。		<input type="checkbox"/>	別館2階 こども保育課 TEL 20-5270
	<input type="checkbox"/>	幼児教育・保育無償化の対象となるために「施設等利用給付認定」を受けている	◎施設等利用給付認定通知書の返却 ・新住所地で新たに認定申請を行う必要があります。	・お問合せください。	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	母子健康手帳を持っている	・福井市発行の母子健康手帳は、そのまま使用できます。住所はご自身で訂正してください。 ・妊婦健康診査受診票、乳児一般健康診査受診票については、新住所地でお問合せください。		<input type="checkbox"/>	こども家庭センター 「ふくっこ」 (城東4丁目 14-30) TEL 20-5337
	<input type="checkbox"/>	定期予防接種(無料)を受ける	◎手続きは必要ありません。 ・新住所地でお問合せください。		<input type="checkbox"/>	
障がい	<input type="checkbox"/>	障害者手帳・自立支援受給者証等を持っている	◎手続きは、必要ありません。 ・新住所地で、手帳・受給者証をお持ちのうえ、手続きをしてください。 ・施設等に入所される方は、福井市の資格を継続する場合があります。		<input type="checkbox"/>	別館1階 障がい福祉課 TEL 20-5435
	<input type="checkbox"/>	重度障害者(児)医療費等の助成を受給している	◎受給者証の返却 ・施設に入所される場合は、受給資格を継続する場合があります。	・重度障害者医療費等受給者証	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給している	◎住所変更 ・旧住所地及び新住所地で、住所変更手続きが必要です。		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当/特別障害者福祉手当/経過措置福祉手当を受給している	◎住所変更 ・旧住所地及び新住所地で、住所変更手続きが必要です。		<input type="checkbox"/>	
その他	<input type="checkbox"/>	特定医療費(指定難病)の受給者証を持っている	【県内市町へ転出の場合】 ◎手続きは必要ありません。 ・新住所地で、受給者証をお持ちのうえ、手続きをしてください。 【県外へ転出の場合】 ◎転出の際には手続は必要ありません。 ・新住所地で、受給者証をお持ちのうえ、手続きをしてください。手続き後、受給者証をお返しください。	・お問合せください。	<input type="checkbox"/>	地域保健課 (市保健所☆) TEL 33-5185
	<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病医療費の受給者証を持っている	◎転出の際には手続は必要ありません。 ・新住所地で、受給者証をお持ちのうえ、手続きをしてください。手続き後、受給者証をお返しください。	・お問合せください。	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っている	◎手続きは必要ありません。 ・新住所地で手続きをしてください。		<input type="checkbox"/>	生活衛生課 (市保健所☆) TEL 33-5183
	<input type="checkbox"/>	引っ越しに伴い、水道を使用しなくなる	◎使用中止の手続き ・3営業日前までに電話またはインターネットで手続きしてください		<input type="checkbox"/>	上下水道局1階 上下水 お客様センター TEL 20-5621
	<input type="checkbox"/>	下水道/(美山地区)浄化槽/集落排水を使用している	◎市の水道を使用の場合は、連絡不要です。 ◎市の水道以外の水(井戸水等)を使用の場合は、連絡が必要です。 ・使用しなくなる場合は、 <u>廃止・休止届</u> の提出 ・世帯人数が変更になる場合は、 <u>変更届</u> の提出		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>					

※転入先の市町村によって、所得証明書その他の書類が必要になります。転入先市町村にご確認をお願いします。

☆(市保健所)の所在は 西木田2丁目8-8です。

転出

R7.4.1